

VIII 關連法規等

○沖縄県伝統工芸産業振興条例

沖縄県伝統工芸産業振興条例

昭和48年10月13日

条例第72号

改正 平成4年3月31日条例第28号
平成17年3月31日条例第21号

平成9年5月20日条例第17号
平成22年3月29日条例第16号

沖縄県伝統工芸産業振興条例をここに公布する。

沖縄県伝統工芸産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、伝統工芸品を生産する地場産業（以下「伝統工芸産業」という。）の振興を図るとともに、伝統工芸品の品質の維持及び改善を行い、もつて地域の振興と伝統工芸品の声価を高めることを目的とする。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(指定)

第2条 知事は、本県の伝統工芸産業によつて生産された製品を規則で定めるところにより伝統工芸製品として指定する。

2 知事は、前項の指定に当たつては、あらかじめ沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第1条の規定に基づき設置された沖縄県工芸産業振興審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(標示)

第3条 伝統工芸製品の製造を業とする者（委託による加工の場合は委託者をいう。以下「製造業者」という。）は、知事の許可を受けて当該製品に伝統工芸製品であることの標示をすることができる。

2 前項の標示に関し必要な事項は、規則で定める。

3 第1項の許可を受けた者でなければ、何人も、その製品に伝統工芸製品であることの標示をし、又はこれと紛らわしい標示をしてはならない。

(検査)

第4条 製造業者は、規則で定める伝統工芸製品についてこの条例の定めるところにより県が行う検査を受けなければならない。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(検査基準)

第5条 知事は、検査基準として伝統工芸製品の性質及び品位に関する規格を定めるものとする。

(検査員)

第6条 検査は、知事が任命し、又は委嘱する検査員が知事の定める検査基準に従い実施する。

2 検査員は、その職務を行う場合には、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(検査済票)

第7条 検査員は、検査に合格した伝統工芸製品に対しては、規則で定めるところにより格付の標示をし、又は検査済票を交付しなければならない。

(検査手数料)

第8条 検査を受ける者は、製品1点につき220円の範囲内で規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

一部改正〔平成9年条例17号・17年21号・22年16号〕

(報告及び立入調査)

第9条 知事は、検査の実施に関して必要があると認めるときは、製造業者及び伝統工芸製品の販売を営む者に対し、必要な報告を求め、又は検査員その他の職員に工場その他の事業所に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
一部改正〔平成17年条例21号〕

(振興計画)

第10条 知事は、伝統工芸産業の振興を図るために必要な基本となるべき計画（以下「振興計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 振興計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 伝統工芸製品の品質の維持、改善、開発及び生産技術の向上並びに設備の改善等に関する事項
- (2) 原材料の確保及び供給体制の確立に関する事項
- (3) 工芸村に関する事項
- (4) 流通に関する事項
- (5) 技術者、技能者等の養成に関する事項
- (6) 従業員の福祉向上に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、伝統工芸産業の振興に必要な事項

- 3 知事は、第1項の振興計画の策定に当たつては、あらかじめ審議会の意見を聽かなければならぬ。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(技術者等の養成)

第11条 県は、伝統工芸産業の振興を図るため、技術者及び技能者並びにその後継者の養成に努めなければならない。

(補助)

第12条 県は、伝統工芸産業の振興を図るため必要があると認めるときは、市町村、製造業者又はその団体に対して予算の範囲内で補助をすることができる。

(資金の融通)

第13条 県は、伝統工芸産業の振興を図るため、製造業者又はその団体若しくは原材料の生産業者が必要とする事業資金の融通及びそのあつせんに努めなければならない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第3条第3項又は第4条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

- 2 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成4年条例28号〕

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

○沖縄県伝統工芸産業振興条例施行規則

昭和49年6月11日規則第38号

改正	昭和57年10月1日規則第46号	昭和60年3月15日規則第8号
	昭和63年3月29日規則第21号	平成元年3月10日規則第8号
	平成9年5月23日規則第30号	平成10年6月12日規則第45号
	平成17年3月31日規則第34号	平成22年3月12日規則第3号
	平成22年3月29日規則第9号	平成24年12月28日規則第63号
	令和3年3月26日規則第23号	

沖縄県伝統工芸産業振興条例施行規則をここに公布する。

沖縄県伝統工芸産業振興条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県伝統工芸産業振興条例（昭和48年沖縄県条例第72号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(伝統工芸製品の指定)

第2条 条例第2条第1項の伝統工芸製品は、次に定める要件を備えるものであって、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- (2) その製造過程の主要部分が手工業的であること。
- (3) 伝統的（おおむね80年以上の歴史を有するものをいう。以下同じ。）な技術又は技法により製造されるものであること。
- (4) 伝統的に使用してきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- (5) 一定の地域において少なくない数の者が、その製造に従事しているものであること。

2 工芸品を製造する事業者を構成員とする事業協同組合、協業組合、商工組合その他知事が適當と認めるもの（以下「組合等」という。）は、当該工芸品が伝統工芸製品として指定されるよう知事に申し出ることができる。

3 前項の規定により伝統工芸製品の指定の申出をしようとする組合等は、沖縄県伝統工芸製品の指定申出書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

4 知事は、伝統工芸製品の指定を行ったときは、その旨を組合等に通知するものとする。

5 知事は、前項の指定に当たって、必要な条件を付すことができるものとする。

(標示)

第3条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、伝統工芸製品標示許可申請書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請があった場合は、調査のうえ適當と認めるものについて標示を許可するものとする。

3 条例第3条第2項の標示は、伝統工芸品之証（第3号様式）をちょう付して行うものとする。

(検査)

第4条 条例第4条に規定する検査を受けなければならない伝統工芸製品（以下「製品」という。）は、別表第2に定めるとおりとする。

(検査の申請)

第5条 検査を受けようとする者（以下「検査申請者」という。）は、検査申請書（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

(検査時間)

第6条 検査の日時は、特別の事情がある場合を除くほか、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）に定める職員の勤務日時の例により行う。

2 知事は、前項の検査の日時を変更する場合は、あらかじめその旨を第9条第1項に規定する検査所に公示するものとする。

(検査基準)

第7条 知事は、条例第5条の規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめこれを告示するものとする。

(検査員証)

第8条 条例第6条第2項に規定する検査員の身分を示す証明書は、第5号様式によるものとする。

(検査所)

第9条 検査は、知事が定める検査所において行う。

2 知事は、前項の検査所を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめこれを告示するものとする。

(検査の立会い)

第10条 検査申請者又はその代理人は、検査に立会い、製品の運搬、整理その他検査のために必要な措置について検査員の指示に従わなければならない。

(格付)

第11条 検査員は、条例第6条第1項の検査を実施したときは、当該製品について格付を行うものとする。

2 検査員は、条例第7条の規定により、当該製品1点ごとにそれぞれの格付を表示する格付印章（第6号様式及び第7号様式）を押なつするほか、合格した製品には検査済票（第8号様式）をちょう付しなければならない。

(検査の中止等)

第12条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を拒み、又は中止することができる。

(1) 検査を受けようとする製品に第5条に定める手続をとらなかつたものがあるとき。

(2) 検査申請者又はその代理人が検査の実施に立ち会わないとき。

(3) 検査申請者又はその代理人がこの規則に基づく検査員の指示に従わないとき。

(検査の失効)

第13条 検査を受けた製品が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、検査の効力を失うものとする。

(1) 第11条第2項の規定により表示された検査済票及び格付印章が消され、改められ、取り除かれ、又は不明となったとき。

(2) 検査を受けた後において規格品位に著しい変化があったとき。

(再検査)

第14条 検査申請者は、第11条の規定により行われた格付に不服がある場合には、知事に対し、不服の理由を明示して再検査の申請をすることができる。

2 前項の再検査の申請をしようとする者は、再検査申請書（第9号様式）を当初検査を受けた検査所を経由して知事に提出しなければならない。

(再検査による格付)

第15条 検査員は、再検査により製品の格付を変更する必要があると認めたときは、取消印章（第10号様式）を当該製品に押なつした格付印章の印影にかけて押なつし、改めて第11条に定める措置を講じなければならない。

2 再検査の結果に対しては、さらに検査の申請をすることはできない。

(検査手数料)

第16条 検査申請者は、別表第3に定める検査手数料を納付しなければならない。ただし、第14条の規定による再検査については、この限りではない。

2 検査手数料は、沖縄県証紙で納付するものとする。

3 既に納付した手数料は、還付しない。

(立入調査)

第17条 条例第9条の規定により立入調査を行う職員の身分を示す証明書は、第11号様式によるものと

する。

(帳簿)

第18条 検査所には、検査台帳を備え、毎日所要の事項を記載し、整理及び保管しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

伝統工芸製品

区分	名称
陶器	壺屋焼
	琉球焼
紅型	琉球びんがた
漆器	琉球漆器
織物	喜如嘉の芭蕉布
	読谷山花織
	読谷山ミンサー
	久米島紬
	宮古上布
	八重山上布
	八重山交布(グンボウ)
	八重山ミンサー
	与那国花織
	与那国ドウタティ
	与那国カガンヌブー
	与那国シダディ
	首里絣
	首里花織
	首里道屯織
	首里花倉織
	首里ミンサー
	琉球絣
	南風原花織
	知花花織
ガラス製品	琉球ガラス
楽器	三線

別表第2 (第4条関係)

区分	名称
紅型	琉球びんがた
織物	喜如嘉の芭蕉布
	読谷山花織
	読谷山ミンサー
	久米島紬
	宮古上布
	八重山上布
	八重山交布(グンボウ)
	八重山ミンサー
	与那国花織

与那国 ドゥタティ
与那国 カガンヌブー
与那国 シダディ
首里絣
首里花織
首里道屯織
首里花倉織
首里ミンサー
琉球絣
南風原花織
知花花織

別表第3（第16条関係）

検査手数料

製品区分	金額
着尺、羽尺及び帯類	1 反につき 220円
ミンサー帯及びテーブルセンター等の小物類	1 点につき 40円

○おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例

令和3年7月28日条例第30号

改正

令和5年3月31日条例第2号

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本県において工芸品を生産する産業（以下「工芸産業」という。）を担う人材を支援し、及び工芸品についての情報を発信し、並びに工芸品の作り手と使い手との交流を促進することにより、本県において生産される工芸品の声価を高め、その消費の拡大を図り、もって工芸産業の振興に資するため、おきなわ工芸の杜（もり）（以下「工芸の杜」という。）を設置する。

(位置)

第2条 工芸の杜の位置は、豊見城市字豊見城1114番1とする。

(工芸の杜の管理)

第3条 工芸の杜の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 工芸の杜の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第11条の規定による利用の許可に関する業務、第15条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第22条の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第16条の規定による利用料金の収受に関する業務、第17条の規定による利用料金の減免に関する業務、第18条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) 工芸の杜の施設、附属設備及び機械器具（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、工芸の杜の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（次条において「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に工芸の杜の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、工芸の杜の効用を最大限に發揮せしものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工芸の杜の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

(おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

- 2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、工芸の杜に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う工芸の杜の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者その他知事が適當と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(指定管理者の指定等の告示)

第8条 知事は、第6条第1項の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(休館日等)

第9条 工芸の杜の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月30日から翌年の1月3日までの日
- 2 前項第1号に規定する休館日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(元旦を除く。)又は沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日後において最も近い休館日でない日をもって、これに替えるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、貸し工房及び体験工房については、第1項に規定する休館日及び前2項の規定により休館することとされた日においても利用することができる。

(開館時間)

第10条 工芸の杜の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、貸し工房及び体験工房については、第1項に規定する開館時間及び前項の規定により変更された後の開館時間以外の時間においても利用することができる。

(利用の許可)

第11条 別表に掲げる施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可の申請が貸し工房又は体験工房の利用に係るものである場合にあっては、工芸品の製造について一定以上の技術を有することその他の規則で定める基準を満たすものでなければ、許可をしてはならない。
- 3 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、第1項の許可をするに当たり、条件を付することができる。
- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。

(貸し工房及び体験工房の利用期間)

第12条 貸し工房及び体験工房の利用の許可の期間は、1年を超えないものとし、1年を超えない範囲

内において更新することができるものとする。

2 前項の規定による更新は、貸し工房にあっては2回を超えて行うことができない。ただし、工芸の社の設置目的を達成するために知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(工作物等の設置)

第13条 利用者は、その利用する施設等に工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）を設置し、又は施設等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第11条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料金等)

第16条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

6 利用者が施設等において利用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事の指定するものは、利用者の負担とする。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、工芸の社への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(2) 設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、設備等の管理上支障がある行為をするおそれがある者

(放置物件の除去命令)

第20条 指定管理者は、施設内における放置物件が施設等の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるとときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(立入り等)

第21条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設の管理業務に従事する者に、第11条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解し

てはならない。

(原状回復の義務)

第22条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は第11条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等に設置した工作物等を撤去し、施設等を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第23条 利用者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(令和4年2月規則第3号で、同4年4月1日から施行) ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

附 則 (令和5年3月31日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第16条関係)

1 施設利用料金

区分		単位	基準額
貸し工房		1 平方メートル1月につき	450円
共同工房	織物	主室	1時間につき
		染色室	1時間につき
		糸くくりスペース	1区画1日につき
	染物	主室	1時間につき
		反物張りスペース	1区画1日につき
		のり置き作業スペース	1区画1日につき
		紗(しゃ)張り室	1時間につき
	洗い場		1時間につき
	漆芸	素地室及び下地・加飾室	1時間につき
		上塗り室	1時間につき
大工・さんしん	仕上室		
		組立室	1時間につき
		塗装室	1時間につき
	金細工	主室	1時間につき
	工芸縫製	主室	1時間につき
体験工房	1号室(ガラス)	1平方メートル1月	1,060円

			につき	
	2号室（陶芸）	1平方メートル1月につき	700円	
	3号室（織物・染物）	1平方メートル1月につき	720円	
	4号室（その他）	1平方メートル1月につき	470円	
多目的室	1号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,120円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,240円
	2号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,250円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,500円
	3号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,280円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,560円
	エントランスホール	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1日につき	7,900円
		その他の催物に利用する場合	1日につき	15,800円
企画展示室		工芸産業に関連する催物に利用する場合	1日につき	4,350円
		その他の催物に利用する場合	1日につき	8,700円

2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額
舞台器具	1回1点又は一式につき	2,000円以内で規則に定める額
音響器具	1回1点又は一式につき	2,000円以内で規則に定める額

3 機械器具利用料金

種別	単位	基準額
機械器具類	一式1時間につき	2,000円以内で規則に定める額

備考

- 利用料金の基準額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 利用料金の基準額が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の基準額の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
- 利用料金の基準額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

○おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則

令和3年8月13日規則第77号

改正

令和5年3月31日規則第25号

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（1） 法人である団体にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

（2） 法人でない団体にあっては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）

（3） 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

（4） 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

（5） 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類

（6） 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会の組織等）

第3条 おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があったときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、商工労働部ものづくり振興課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

（貸し工房の利用基準）

第4条 条例第11条第2項の規則で定める基準（貸し工房に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

（1） 条例第11条第2項の申請を行う者が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 工芸品の製造について一定以上の技術を有し、及び起業を志望する者

イ 工芸品の生産に係る事業を行う者であつて、条例第4条第1号の事業による支援が必要であると認められる者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、工芸産業を担う者の支援をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う者

（2） 工芸品についての情報の発信、工芸品の使い手との交流その他工芸の杜を活用した取組を行うものであること。

(体験工房の利用基準)

第5条 条例第11条第2項の規則で定める基準（体験工房に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工芸品の製作を体験する機会を提供するものであること。

(2) 条例第11条第2項の申請を行う者が、前号の工芸品の製造について一定以上の技術を有する者であること。

(利用者の負担する費用)

第6条 条例第16条第6項の規定により知事の指定する利用者が負担する費用は、貸し工房及び体験工房において利用する次に掲げる費用とする。ただし、第1号の費用にあっては、知事が利用者に負担させることが不適当であると認めるときは、この限りでない。

(1) 破損ガラスの取替え、電球の取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要な部分に要する費用

(2) ガス、電気、水道、下水道及び電話の利用に要する費用

(3) 警備に要する費用

(4) 廃棄物及び廃液の保管及び処理その他環境衛生の保持に要する経費

(5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰すべき事由により生じた修繕に要する費用

2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難いときは、知事が適當と認める算定方法によるものとする。

(身分を示す証明書)

第7条 条例第21条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第2号様式）によるものとする。

(事業報告書)

第8条 条例第24条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

(1) 工芸の杜の管理運営に関する業務（次号において「業務」という。）の実施状況

(2) 業務に係る収支状況

(3) 工芸の杜の利用状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(附属設備等の利用料金の基準額)

第9条 条例別表の2の表及び3の表に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、工芸の杜の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な申請書等)

2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。

附 則（令和5年3月31日規則第25号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

1 附属設備利用料金

種別	品名	単位	基準額
舞台設備	演台	1台	320円
	プロジェクター	一式	550円
	スクリーン	1台	110円
	ホワイトボード	1台	70円
音響設備	ワイヤレスマスク	1本	320円
	ワイヤレスピンマイク	1本	320円

備考 附属設備利用料金の基準額は、1回ごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1回の使用とみなす。

2 機械器具利用料金

区分	品名	単位	基準額
織物	織機（大）	一式 1 時間ににつき	30円
	織機（中）	一式 1 時間ににつき	30円
	織機（小）	一式 1 時間ににつき	30円
	電動たて糸巻取り機	一式 1 時間ににつき	60円
	手動たて糸巻取り機	一式 1 時間ににつき	50円
	合撫（ねん）機	一式 1 時間ににつき	60円
	鋳物ガスコンロ	一式 1 時間ににつき	120円
	糸乾燥機	一式 1 時間ににつき	290円
	繰り返し機	一式 1 時間ににつき	120円
	かせ揚げ機	一式 1 時間ににつき	160円
	遠心分離脱水機	一式 1 時間ににつき	60円
染物	粉碎機	一式 1 時間ににつき	70円
織物・染物	蒸し機	一式 1 時間ににつき	550円
	自動染色機	一式 1 時間ににつき	920円
漆芸	推（つい）錦餅ローラー	一式 1 時間ににつき	50円
	漆乾燥機	一式 1 時間ににつき	90円
	木工ろくろ	一式 1 時間ににつき	260円
	振とう機	一式 1 時間ににつき	40円
	擂潰（らいかい）機	一式 1 時間ににつき	60円
	粉碎機	一式 1 時間ににつき	80円
	研磨台	一式 1 時間ににつき	110円
木工・さんしん	丸のこ昇降盤	一式 1 時間ににつき	300円
	かんな盤	一式 1 時間ににつき	370円
	小型かんな盤	一式 1 時間ににつき	280円
	糸のこ盤	一式 1 時間ににつき	30円
	帯のこ盤	一式 1 時間ににつき	320円
	研磨機	一式 1 時間ににつき	160円
	角のみ盤	一式 1 時間ににつき	60円
	木材乾燥庫	一式 1 時間ににつき	590円
	コンプレッサー	一式 1 時間ににつき	90円
	旋盤	一式 1 時間ににつき	290円
	フラッシュプレス	一式 1 時間ににつき	140円
金細工	鋳造機	一式 1 時間ににつき	140円
	帯のこ盤	一式 1 時間ににつき	90円
	研磨機	一式 1 時間ににつき	200円
	プレス機	一式 1 時間ににつき	100円
工芸縫製	バンドマシン	一式 1 時間ににつき	370円
	革加工機	一式 1 時間ににつき	210円
	腕ミシン及び平ミシン	一式 1 時間ににつき	100円
	上下送りミシン	一式 1 時間ににつき	60円
	ボストンミシン	一式 1 時間ににつき	60円
	工業用アイロン	一式 1 時間ににつき	50円

第1号様式（第2条関係）

年　月　日

沖縄県知事 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名

指定管理者指定申請書

おきなわ工芸の杜の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

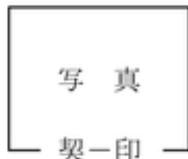
添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあっては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

(表)

身 分 証 明 書



写 真

契一印

指定管理者名

氏名

生年月日

年 月 日 生

上記の者は、おきなわ工芸の社の設置及び管理に関する条例第21条第1項の規定による立入り等に従事する者であることを証明する。

年 月 日

沖縄県知事 印

(裏)

おきなわ工芸の社の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（立入り等）

第21条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設の管理業務に従事する者に、第11条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

- 2 前項の規定により立ち入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立ち入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律

発令：昭和49年5月25日法律第57号

最終改正：平成25年6月14日号外法律第44号

改正内容：平成25年6月14日号外法律第44号[平成25年6月14日]

○伝統的工芸品産業の振興に関する法律

[昭和四十九年五月二十五日法律第五十七号]

[法務・通商産業大臣署名]

伝統的工芸品産業の振興に関する法律をここに公布する。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることから、このような伝統的工芸品の産業の振興を図り、もつて国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(伝統的工芸品の指定等)

第二条 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

- 一 主として日常生活の用に供されるものであること。
 - 二 その製造過程の主要部分が手工業的であること。
 - 三 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
 - 四 伝統的に使用してきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
 - 五 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。
- 2 前項の規定による伝統的工芸品の指定は、当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用してきた原材料並びに当該伝統的工芸品の製造される地域を定めて、行うものとする。
- 3 事業協同組合等（事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の団体（政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。）をいう。以下同じ。）で工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするものであつて、当該工芸品の製造される地域において当該工芸品を製造する事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するものは、当該工芸品が伝統的工芸品として指定されるよう当該工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事（当該地域の全部が一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に属する場合にあつては、当該市町村の長）を経由して経済産業大臣に申し出ることができる。
- 4 経済産業大臣は、伝統的工芸品の指定をしたときは、その旨を公示するものとする。
- 5 経済産業大臣は、第一項及び第二項の規定により指定された伝統的工芸品について、事情の変更その他特別の事由があると認める場合（次項に規定する場合を除く。）には、産業構造審議会の意見を聴いて、第二項に規定する指定の内容を変更することができる。
- 6 経済産業大臣は、伝統的工芸品が第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつた場合には、産業構造審議会の意見を聴いて、その指定を解除することができる。
- 7 第三項及び第四項の規定は第五項の伝統的工芸品の指定の内容の変更について、第四項の規定は前項の伝統的工芸品の指定の解除について準用する。

(基本指針)

第三条 経済産業大臣は、伝統的工芸品産業の振興に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 伝統的工芸品産業の振興の基本的な方向
 - 二 従事者の後継者の確保及び育成に関する事項

- 三 伝統的な技術又は技法の継承及び改善に関する事項
 - 四 伝統的工芸品の需要の開拓に関する事項
 - 五 伝統的工芸品又は伝統的な技術若しくは技法を活用した新商品の開発及び製造に関する事項
 - 六 その他伝統的工芸品産業の振興に関する重要事項
- 3 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、産業構造審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(振興計画)

第四条 製造事業者（伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。）を構成員とする事業協同組合等（以下「製造協同組合等」という。）であつて、当該伝統的工芸品の製造される地域において製造事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するもの（以下「特定製造協同組合等」という。）は、伝統的工芸品産業に関する振興計画（以下「振興計画」という。）を作成し、これを当該伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事（当該地域の全部が一の市町村の区域に属する場合にあつては、当該市町村の長。第十三条第一項、第十四条第二項、第二十二条第三項及び第二十七条を除き、以下単に「都道府県知事」という。）を経由して経済産業大臣に提出し、当該振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 都道府県知事は、前項の振興計画を受理し、経済産業大臣に送付するときは、当該振興計画に關し意見を付すことができる。

(振興計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた特定製造協同組合等は、当該認定に係る振興計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。
- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた特定製造協同組合等又はその構成員が当該認定に係る振興計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定振興計画」という。）に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 前条第二項の規定は、振興計画の変更に準用する。

第六条 振興計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 従事者の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に関する事項
- 二 技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項
- 三 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項
- 四 需要の開拓に関する事項
- 五 作業場その他作業環境の改善に関する事項
- 六 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事項
- 七 品質の表示、消費者への適正な情報の提供等に関する事項
- 八 老齢者である従事者、技術に熟練した従事者その他の従事者の福利厚生に関する事項
- 九 その他伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項

(共同振興計画)

第七条 特定製造協同組合等は、販売事業者（伝統的工芸品を販売する事業者をいう。以下同じ。）又は販売協同組合等（販売事業者を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人をいう。以下同じ。）とともに、前条第四号、第六号又は第七号に掲げる事項（同条第六号に掲げる事項にあつては製品の共同販売に関する事項、同条第七号に掲げる事項にあつては消費者への適正な情報の提供に関する事項に限る。）について伝統的工芸品産業に関する共同振興計画（以下「共同振興計画」という。）を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該共同振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 第四条第二項の規定は、共同振興計画に準用する。

(共同振興計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた特定製造協同組合等及び販売事業者又は販売協同組合等は、当該

認定に係る共同振興計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた特定製造協同組合等若しくはその構成員又は販売事業者若しくは販売協同組合等若しくはその構成員が当該認定に係る共同振興計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定共同振興計画」という。）に従つて事業を実施していないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

4 第四条第二項の規定は、共同振興計画の変更に準用する。

（活性化計画）

第九条 製造事業者又は製造協同組合等（特定製造協同組合等を除く。以下この項及び次条において同じ。）は、単独で又は共同して、活性化事業（次に掲げる事業のうち一又は二以上の事業であつて、伝統的工芸品産業の活性化に資するものをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、製造事業者又は製造協同組合等が共同して活性化計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

一 従事者の研修に関する事業

二 技術又は技法の改善その他品質の改善に関する事業

三 原材料についての研究に関する事業

四 需要の開拓に関する事業

五 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事業

六 消費者への適正な情報の提供に関する事業

七 新商品の開発又は製造に関する事業

2 第四条第二項の規定は、活性化計画に準用する。

（活性化計画の変更等）

第十条 前条第一項の認定を受けた製造事業者又は製造協同組合等は、当該認定に係る活性化計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた活性化計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定活性化計画」という。）に係る活性化事業を実施する者（製造協同組合等の構成員を含む。）が当該認定活性化計画に従つて活性化事業を実施していないと認めるとときは、その認定を取り消すことができる。

4 第四条第二項の規定は、活性化計画の変更に準用する。

（連携活性化計画）

第十二条 製造事業者又は製造協同組合等は、単独で又は共同して、連携製造事業者（他の伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。）又は連携製造協同組合等（連携製造事業者を構成員とする製造協同組合等をいう。以下同じ。）とともに、連携して実施する活性化事業（以下「連携活性化事業」という。）に関する計画（以下「連携活性化計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該連携活性化計画が適當である旨の認定を受けることができる。

2 第四条第二項の規定は、連携活性化計画に準用する。

（連携活性化計画の変更等）

第十二条 前条第一項の認定を受けた製造事業者又は製造協同組合等及び連携製造事業者又は連携製造協同組合等は、当該認定に係る連携活性化計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた連携活性化計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携活性化計画」という。）に係る連携活性化事業を実施する者（製造協同組合等及び連携製造協同組合等の構成員を含む。）が当該認定連携活性化計画

に従つて連携活性化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 第四条第二項の規定は、連携活性化計画の変更に準用する。

(支援計画)

第十三条 従事者の後継者の確保及び育成、消費者等との交流の推進その他の伝統的工芸品産業の振興を支援する事業（以下「支援事業」という。）を実施しようとする者は、当該支援事業に関する計画（以下「支援計画」という。）を作成し、これを当該支援計画に係る伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第四条第二項の規定は、支援計画に準用する。

(支援計画の変更等)

第十四条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る支援計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る支援計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定支援計画」という。）に従つて支援事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 第四条第二項の規定は、支援計画の変更に準用する。

(省令への委任)

第十五条 第四条から前条までに定めるもののほか、振興計画、共同振興計画、活性化計画、連携活性化計画又は支援計画の認定又は変更の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(経費の補助)

第十六条 国及び地方公共団体は、認定振興計画若しくは認定共同振興計画に基づく事業を実施する特定製造協同組合等、販売事業者若しくは販売協同組合等、認定活性化計画若しくは認定連携活性化計画に基づく事業を実施する者又は認定支援計画に基づく事業を実施する者に対し、当該事業を実施するのに必要な経費の一部を補助することができる。

(資金の確保等)

第十七条 国及び地方公共団体は、認定振興計画、認定共同振興計画、認定活性化計画、認定連携活性化計画又は認定支援計画に基づく事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第十八条 第十三条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。）であつて、認定支援計画に基づく事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律第十四条第三項の認定支援計画に従つた支援事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

(税制上の措置)

第十九条 国及び地方公共団体は、認定振興計画に基づく事業の実施を円滑に推進するため税制上必要な措置を講ずるものとする。

(表示)

第二十条 特定製造協同組合等は、その構成員である製造事業者の製造する伝統的工芸品について、伝統的工芸品として指定されているものであることの表示を付することができる。

(指導及び助言)

第二十一条 経済産業大臣は、製造事業者若しくは販売事業者、活性化事業若しくは連携活性化事業

を実施する者又は支援事業を実施する者に対し、伝統的工芸品産業の振興に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(報告の徵収)

第二十二条 経済産業大臣又は都道府県知事は、認定振興計画若しくは認定共同振興計画に基づく事業を実施している特定製造協同組合等、販売事業者若しくは販売協同組合等又は認定活性化計画若しくは認定連携活性化計画に基づく事業を実施している者に対し、当該事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 経済産業大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、認定振興計画に基づく事業を実施している特定製造協同組合等の構成員である製造事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

3 経済産業大臣又は都道府県知事は、認定支援計画に基づく事業を実施している者に対し、当該事業の実施状況について報告を求めることができる。

(伝統的工芸品産業振興協会の設立)

第二十三条 その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字を用いる一般社団法人又は一般財団法人は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とし、かつ、製造協同組合等を設立時社員又は設立者の全部又は一部とするものに限り、設立することができる。

2 前項の一般社団法人又は一般財団法人（以下「協会」という。）の設立の登記の申請書には、製造協同組合等を設立時社員又は設立者の全部又は一部とすることについての経済産業大臣の証明書を添付しなければならない。

(成立の届出)

第二十三条の二 協会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、経済産業大臣に届け出なければならない。

(協会の業務)

第二十四条 協会は、第二十三条第一項に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に関し調査、研究及び指導を行うこと。
- 二 展示会の開催その他需要の開拓を行うこと。
- 三 会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行うこと。
- 四 振興計画及び共同振興計画の作成及び実施について指導、助言等を行うこと。
- 五 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行うこと。
- 六 伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行うこと。
- 七 伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行うこと。
- 八 伝統的な技術又は技法に熟練した従事者の認定を行うこと。
- 九 活性化事業、連携活性化事業及び支援事業の実施に必要な情報の提供を行うこと。
- 十 その他協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

(協会の業務の監督)

第二十四条の二 協会の業務は、経済産業大臣の監督に属する。

2 経済産業大臣は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(名称の使用制限)

第二十五条 協会でない者は、その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字を用いてはならない。

(協会に対する補助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、協会に対し、第二十四条の業務を行うのに必要な経費の一部を補助することができる。

(都道府県又は市町村が処理する事務)

第二十七条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長が行うことととができる。

(権限の委任)

第二十八条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(事務の区分)

第二十九条 第二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十二条第一項、第十三条第二項、第十四条第一項及び第十五条第二項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則)

第三十条 第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十一条 協会の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十三条の二の規定に違反して、協会の成立の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第二十四条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による監督上の命令に違反したとき。

第三十二条 第二十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現にその名称中に伝統的工芸品産業振興協会という名称を用いている者については、第十四条の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

(通商産業省設置法の一部改正)

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

[次のように略]

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第七八号〕

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成四年五月六日法律第四一号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正)

第三条 産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

（地方税法の一部改正）

第四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

附 則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

（施行期日）

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日〔平成七年四月一日〕から〔中略〕施行する。

附 則〔平成七年一一月一日法律第一二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成七年一一月政令三八四号により、平成七・一一・一六から施行〕

附 則〔平成八年五月二四日法律第四九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年五月二十九日から施行する。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律に

による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十三条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第百八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～四十五 [略]

四十六 伝統的工芸品産業審議会

四十七～五十八 [略]

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行

後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 [前略] 第千三百四十四条の規定 公布の日
- 二 [略]

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第二二二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

[平成一二年二月政令三八号により、平成一二・二・一七から施行]

附 則〔平成一一年一二月二二日法律第二二三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

[平成一二年三月政令五三号により、平成一二・三・二から施行]

附 則〔平成一三年四月一八日法律第三三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(認定活用計画に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の伝統的工芸品産業の振興に関する法律第七条第一項の認定を受けた活用計画に関する計画の変更の認定及び取消し、伝統的工芸品関連保証についての中小企業信用保険法の特例並びに報告の徵収については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる報告の徵収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

(新事業創出促進法の一部改正)

第七条 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のように略〕

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一二月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。